

These days participation of local communities in decision-making process, and collaboration and true commitment of various organizations are becoming more important both in United Kingdom and Japan. Idea of “Community Governance” as the new way of local governance is essential. This study examines neighbourhood renewal policies in UK, especially focused on Local Strategic Partnerships. Through history of neighbourhood renewal activities in UK and case studies of some LSPs, this paper reveals its historical background, political context, system overview, and recent issues, and explores how to collaborate between three sectors, public, private, and voluntary and community sectors, at local level.

序 研究の背景と目的

近年日本でもまちづくりに限らず様々な分野で NPO などの非営利組織の活動が増え、政府や自治体の協働の重要性があらこちらで囁かれ、実際に協働が必要とされる場も数多くなっている。イギリスにおける先進的な取り組みは日本に示唆するものが多い。

この研究では現在イギリスで行われている地域戦略パートナーシップによる取り組みについて、その政策的な背景を整理するとともに制度の概要、運用実態、抱える課題について明らかにすることを目的とする

イギリスにおける都市再生についての研究は様々なされてきたが、近年の取り組みについて取り上げたものは少なく、紹介程度に留まり、具体的な制度の仕組みや活動状況について整理したものはない。研究は主に文献の収集・読解と、現地でのヒアリングによる。

1章 イギリスにおける都市再生・近隣再生政策概史

イギリスにおいて 1960 年代の終わりから 1970 年代にかけて都心部の荒廃、空洞化が徐々に激しさを増し、大きな社会問題となっていた。

1980 年代のサッチャー政権による都市再生は、市場原理を重視し、規制緩和と民間活力の導入によって大規模な都市開発が進められた。こうした政策によってイギリスの都心部は復活の兆しを見せたが、一方で都心部の荒廃地域の衰退は進んだ。華々しい大規模都市開発の傍ら、市内における二極化が進行した。

こうした状況の中、イギリスの都市再生はそれまでの物的な開発重視から、社会サービス全体を含んだ総合的な再生へと転換していった。1991 年に導入されたシティ・チャレンジ、1994 年に導入された SRB の 2 つの補助金はインフラ・住宅整備に留まらず、雇用の確保や犯罪治安対策など幅広い分野を対象とし、競争原理を基本とした補助金の配分、事業実施主体の裁量の大きさ、地域コミュニティの参加が義務づけられたパートナーシップによる申請を原則としたこと等に特徴がある。

シティ・チャレンジや SRB の結果として多くの地区で物的な改善のみならず社会サービスの向上がなされ、雇用の創出などがなされた。しかしその一方で都

心部における剥奪¹は依然として残り、また一部の地域では環境が悪化し、社会の二極化は更に進んだ。

1997 年に発足したブレア政権は、社会的排除²を対処すべき課題として掲げた。1998 年に社会的統合の推進のため、『近隣再生のための全国戦略』を発表し、その中で排除の地域的な側面に焦点を当て、貧しい地域とそれ以外の地域の格差を埋めることを目的とした。この全国戦略ではこれまでの政策の課題として、主流の公共サービスの失敗やコミュニティ参加が不十分であったこと等を挙げている。

ブレア政権による近隣再生政策における特徴の一つとして指標による地域選定がある。それまでの保守党政権では補助金の交付においても「競争原理」が掲げられていたのに対してブレア政権による近隣再生は競争原理によって対象を選定するのではなく、指標値によって剥奪の著しい地域を抽出し、選ばれた地域に対してプログラムを実施する形をとっている³。

ブレア政権による政策のもう一つの特徴として地方分権の推進があげられる。地域開発庁(RDA)は 1998 年の地域開発庁法⁴によって設置が定められ、イングランドにある 9 つのリージョンを対象として 1999 年 4 月に発足した(ロンドンのみ 2000 年 7 月)。RDA の設立時に SRB 他様々な都市再生、地域再生関連の事業の所管が移され、SRB は 2002 年度よりシングル・ポットに移行し、より地域のニーズに合わせた柔軟な予算配分が可能となっている。

小結

イギリスにおける近隣再生は「物的な再生からより広範な分野を含めた総合的な再生へ」、「政府主導からコミュニティを中心に据えた地域レベルでのパートナーシップ主体へ」、限定的な特別プログラムではなく、主流の公共サービスそのもの(一般財源によるサービス)の改善へ」といった方向で政策が変化してきた。

2章 イギリスにおける地方政府改革とボランティア・コミュニティセクターとの協働

2-1 ブレア政権下の地方政府改革

サッチャー、そしてメージャーと続く保守党政権は地方行政サービスの効率化と歳出削減を目的とし、公

共サービスの民営化と個別のサービスを担う特殊法人の創設を進めた。その結果として地域レベルにおいて公共サービスを提供する主体が様々に乱立するようになり、それらの調整や協働のためのパートナーシップが必要とされるようになっていった。またパートナーシップへのコミュニティグループの参加による直接的な地域意思の反映が求められるようになった。

1997年に成立したブレア政権は地方自治体の抜本的な改革として「地方自治体の近代化」を掲げた。ブレアによる地方自治体の改革は、当初地方自治体の役割の重要性を謳う一方で保守党政権からの中央政府主導の体制を継続し、むしろ強化した。行政評価のために導入されたベスト・バリューとCPAは中央政府の定めた指標の下に地方自治体の活動を厳格に評価し、そのサービスをコントロールするものである。

一方で2期目となる2001年頃より中央政府によるコントロールを減らし、地方自治体が独自の活動のできる自由・自治を拡大する新地方主義と呼ばれる考え方が浮上してきた。

2000年の地方自治法によって地方自治体に策定が義務づけられたコミュニティ・ストラテジーは、地域の将来像を描くものとして、持続的な開発の達成と同時に地域コミュニティの生活の質の向上を図ることを目的としている。また策定にあたっては初期段階からの地域コミュニティの参加が求められている。

地方公共サービス協定(LPSA)は個々の地方自治体と中央政府の間に社会サービスの改善についての協定を結び、その目標を達成した場合に一定の報奨金と規制緩和が与えられる制度である。

2-2 コミュニティ・ボランティアセクターとの協働 社会的企業アプローチと公共サービスの外部化

イギリスにおけるボランティアセクターの活動が活発化してきたのは1970年代産業革命以降のことである。工業化し、発展する社会の一方で増大する貧困層、公衆衛生、住宅、教育などの新しい社会問題への関心から数多くのチャリティー団体が生まれた。

サッチャー政権による市場を重視した小さな政府への改革は、ボランティアセクターを社会サービス、福祉サービスの供給の中心的な役割を与え、社会的な地位を高めたが、一方でボランティアセクターを支援するような環境整備は行われなかった。また1990年代以来ボランティアセクターに対する補助金による支援から、地方自治体との契約による委託事業へと政府との関係が大きく変化をしてきた。

この時期各地でDT⁵のような地域の有志、コミュニティの手による革新的な取り組みが行われ、その動きが拡大していった。こうしたセクターの成長、そして具体的な活動によるその意義の実証は、ボランティアセクター・コミュニティセクターの価値、役割を政府に再認識させ、支援環境の整備やコミュニティを重

視したパートナーシップの拡充へとつながっていった。

ボランティアセクターと政府の対等な協働を規定するものとして1998年にはコンパクトが導入された。コンパクトは中央政府とボランティアセクターの間の役割分担や独立性等について記している。

またイギリスでは1990年代より、社会的企業と呼ばれる分野が新しい社会サービスの担い手として台頭してきた。社会的企業とは社会的な目的を持って設立される企業であり、収益の最大化ではなく社会的な目的の達成を主目的とする事業体である。こうした組織の台頭を受けて政府もその意義を評価し、政策の中に取り込んでいくようになった。2002年には財務省が「クロスカッティングレビュー：サービス提供におけるボランティア及びコミュニティセクターの果たす役割」を発表し、公共サービス提供におけるボランティア・コミュニティセクターの重要性が謳われた。

2-3 小結

地方自治体の財政的な行き詰まりの解決が必要とされる中で、社会サービスの提供、そして地域の統治においてパートナーシップが主要な手段となっていった。また、政府による社会サービスの提供の行き詰まりの中でボランティアセクターが成長し、社会的企業という新しい分野が台頭するなかで、ボランティアセクター、コミュニティセクターが社会サービス提供における重要な担い手となり、基本的な社会サービスの向上において地域レベルでのパートナーシップと協働の推進が欠かせないものとなっている。

3章 近隣再生の新方針：全国戦略アクションプラン

3-1 全国戦略アクションプラン策定の経緯

「近隣再生のための全国戦略」の発表の後、18の政策検討チーム(PAT)が設置され、具体的な政策の検討の後、アクションプランが策定された。

3-2 全国戦略アクションプランの概要

2001年1月に発表された「近隣再生の新方針—全国戦略アクションプラン」は近隣再生のビジョンとして「この先10~20年以内に誰一人として住んでいる場所によって恵まれない環境におかれることがなくなる」ことを掲げている。

アクションプランにおける中心的な考え方が主流の公共サービスの改善である。これまでの衰退地域の問題を主流サービスの提供の失敗の結果であるとし、衰退地域の再生に向けてSRBなどの特別なプロジェクトを実施するのではなく、主流のサービスそのものを改善し、また衰退地域の再生を公共サービスの主流に位置づけるという考え方である。

このアクションプランによって導入されたプログラムとしては次のものがあげられる。

- ・地域戦略パートナーシップ
- ・近隣再生資金

- ・コミュニティ活性化資金
- ・New Deal for Communities
- ・コミュニティ・チェスト
- ・コミュニティ・ラーニング・チェスト
- ・近隣マネージメント
- ・近隣監視員制度

アクションプランの発表とともに近隣再生のための政策、制度を管轄し、総合的な取り組みを行うための機関として副首相府内に NRU が設置され、また各地域レベルでの管轄主体として中央政府地方事務所に NRT が置かれた。また近隣再生の目標としてフロア・ターゲットと呼ばれる基準が設けられた。

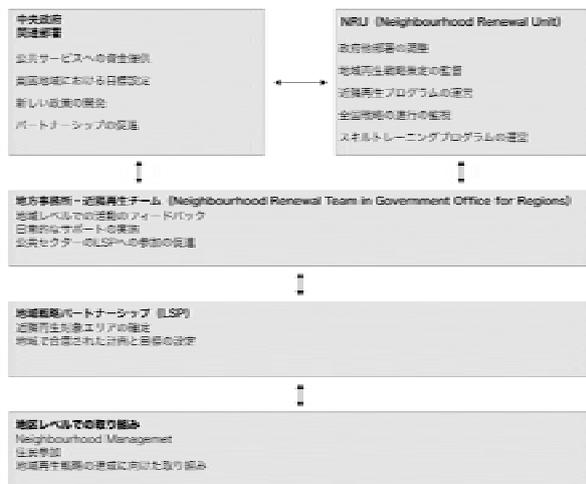


図 1 近隣再生組織関係図

3-3 地域戦略パートナーシップと支える仕組み

(1) 地域戦略パートナーシップの概要

地域戦略パートナーシップ (LSP) は近隣再生の取り組みの中心的な柱として導入された。公共セクター、民間セクター、非営利セクターの 3 つのセクターを地域レベルで連携させることを目的として、衰退の有無を問わず、イングランド全域の 388 の地方自治体の区域毎に設立される。

LSP の目的は「持続的成長」、「経済的、社会的、物的再生」、「公共サービスの改善」、「地域住民の意思決定への積極的な参加」、「プライベートセクター、ボランティア・コミュニティセクターの対等な参加」の 5 つを実現することとされている。

LSP の主要な役割は次の 4 点である。

1. コミュニティ・ストラテジーの策定と達成
2. 地域の様々な主体、計画間の調整、パートナーシップの合理化
3. LPSA のターゲット設定と実現の支援
4. 近隣再生戦略の策定と実現

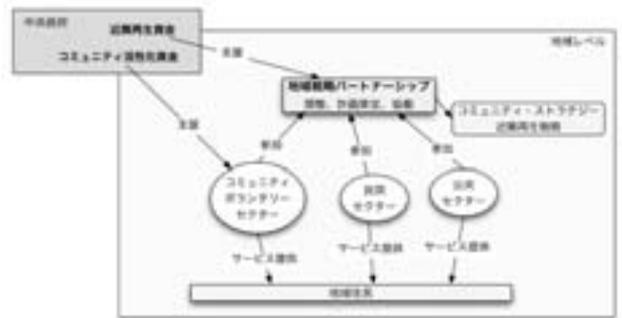


図 2 LSP の構成

(2) LSP を支える仕組み 1-近隣再生資金

イングランドにおける特に貧困の著しい 88 の地域 6 を対象として設けられたのが近隣再生資金 (NRF) である。対象地域で活動する LSP に分配され、LSP はそれぞれが作成した近隣再生戦略に基づいて様々なプロジェクトを行う。2001 年度から 2003 年度までに 9 億ポンド、2004 年度、2005 年度に 9.75 億ポンドが投入された。各地域への配分額はそれぞれの地域で指標によって選ばれた衰退地区の人口規模に応じて算出される。

NRF のプロジェクトのベースとなる近隣再生戦略は LSP によって以下のようなプロセスで策定される。

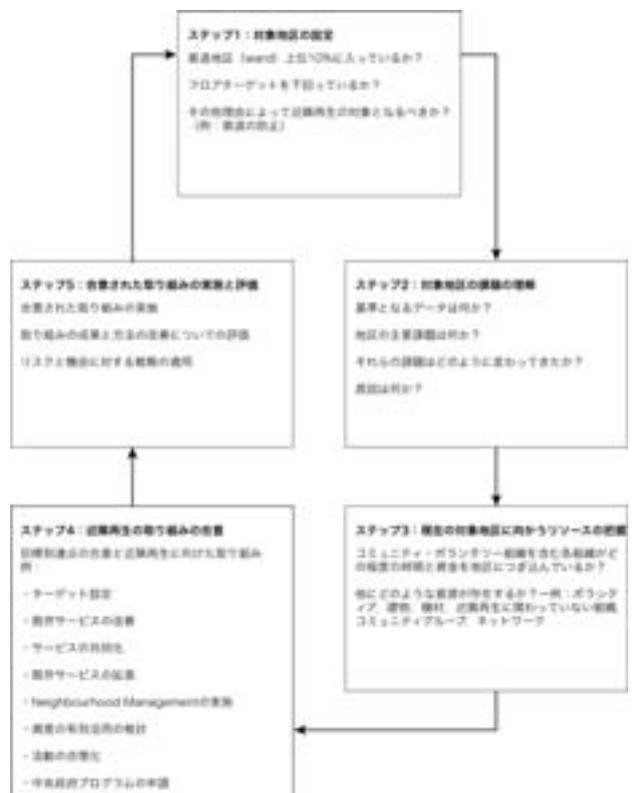


図 3 近隣再生戦略策定プロセス

NRF は主流サービス改善のための実験的な資金と

しての役割を持ち、セクター間の協働と他の資金源によるレバレッジを通して、より効果的で長期的な目標を持った主流サービスの改善を行う。

(3) LSP を支える仕組み 2-コミュニティ活性化資金

LSP へのコミュニティセクター、ボランティアセクターの参加を支援するために設置されたのがコミュニティ活性化資金 (CEF) である。CEF は NRF の対象エリアである 88 の地域が対象となる。

CEF は個別のコミュニティ組織、ボランティア組織に対して直接的な支援を行うものではなく、LSP における意思決定への参加と意思の表明を支援していくために各地域にコミュニティ・エンパワーメント・ネットワーク (CEN) と呼ばれるネットワークを設置し、運営するために用いられる。CEN は LSP に対するセクターからの代表を選出すると同時に、セクターへの情報提供や政策理解のためのトレーニング等を行う。

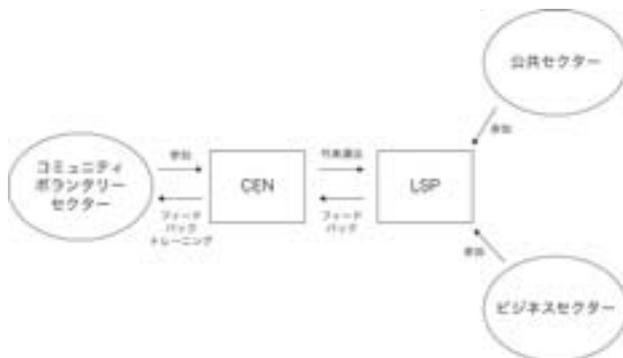


図 4 CEN と LSP の関係

3-4 小結

2001 年に発表された全国戦略アクションプランは、衰退地域への対策のこれまでの課題、そして衰退地域の課題の現在抱える課題として主流サービスの失敗を掲げ、その改善を近隣再生の中心的な手法として位置づけた。その柱として導入されたのが地域戦略パートナーシップである。地域戦略パートナーシップによる主流サービスの改善は近隣再生のための手法であると同時に、非効率性が問題となっている公共サービス一般の改革の手段であり、また地域における意思決定のためのツールである。

4 章 地域戦略パートナーシップの活動と近隣再生資金の影響

4-1 地域戦略パートナーシップと関連施策

地域戦略パートナーシップに関係する施策には以下のようなものがある。これらは地方自治体に関連した制度であり、その実現において地域戦略パートナーシップを通じた地域でのセクター間の協働が求められる。

(1) コミュニティ・ストラテジー

コミュニティストラテジーの作成にあたって地方自治体は他の公共セクターやコミュニティ・ボランタリ

ーセクターの参加、協働によって作成することが求められ、その手段として地域戦略パートナーシップが位置づけられている。

(2) ローカル・コンパクト

地域レベルにおける公共セクターとボランティア・コミュニティセクターの関係を記すローカル・コンパクトの策定とその実現において地域戦略パートナーシップが中心的な役割を期待されている。

(3) 地方公共サービス協定

LPSA の締結は自治体と中央政府の間でなされる。LSP との直接的な関係はないが、LPSA の目標達成の重要な手段として期待されている。

(4) SSCF・LAA

SSCF は、犯罪の削減や反社会的行動対策、公共サービスの改善などを目的した副首相府と内務省による既存の補助金の統合を図ったものである。

LAA は、SSCF のほか青少年、健康なコミュニティ・高齢者の合計 3 つの分野の補助金について政府と自治体の目標合意によって、自治体が自由にその用途を定めることを可能とする。LAA の実施において主要な役割を担うのが地方自治体と LSP であり、LAA の締結プロセスへのパートナーの参加が目標達成のための必要不可欠な条件とみなされている。LAA は政府と自治体の合意による地方への自由の付与を更に進め、イギリスの地方公共サービスにおいて重要な役割を持つ。

LSP の 4 つの役割

これらの関連施策から LSP の役割は次の 4 点に整理することができる。

- (1) 地域の様々な組織、パートナーシップ間の調整及び合理化
- (2) 地域における様々な計画、戦略間の調整及び合理化
- (3) 地域の計画策定に関する意思決定へのコミュニティ・ボランティアセクターの参加
- (4) 上記 3 点および様々なセクター、組織間の協働を通じた地域の社会サービスの改善

4-2 地域戦略パートナーシップの現状と近隣再生資金による影響

ここでは中央政府が実施した幾つかの全国調査から LSP の実態と活動内容について整理する⁷⁾。

(1) LSP の全国的動向

設置状況—367 (2002 年時。388 自治体中)

活動のタイプ—2004 年 5 月の ODPM のレポート⁸⁾は LSP の機能として次の 4 つをあげている。

- ・独立して行動する力を持たず、コンセンサスを築くフォーラムとしての役割を果たす「助言」
- ・独自のスタッフと権威を持ち、決定を実行に移し、プロジェクト指示していく「委任」
- ・セクター間の協働によって新しいアイデア、新し

いサービス提供方法を生み出していく「実験」

- ・コミュニティの間に強力なネットワークづくりを行っていき「コミュニティ強化」

組織構成—LSP の組織構成は制度として定められた形態はないが、一般には以下から構成される。

- ・ 理事会
- ・ タスクグループ (NRF 運営、支援)
- ・ テーマグループ (サブパートナーシップ)
- ・ フォーラム (広域フォーラム)
- ・ コミュニティフォーラム (地区別フォーラム)
- ・ 事務局

(2)近隣再生資金エリアの LSP の特徴

スタッフ—近隣再生資金を受ける LSP の 50%が固有スタッフを持つ (非 NRF の LSP は 19%。他に自治体による支援を受ける。スタッフは平均 2 名相当)

予算—地域再生資金を受ける LSP は受けない LSP と比べて遥かに多額の予算規模を持つ (£1,467,811 : £46,110 (2002 年度平均))。

NRF 活動分野—NRF は主に以下のような分野に用いられる。

表 1 2001 年度 NRF 分野別配分額

	計画2001/02	%
犯罪	£29,389,281	18.6
教育	£23,121,376	14.6
住宅・物的環境	£20,933,804	13.3
保健医療	£16,092,625	10.2
職業・企業	£15,921,397	10.1
LSP運営	£1,177,277	0.7
その他	£46,862,762	29.7
合計	£152,321,245	97.2
計画合計	£157,959,419	

4-3 地域戦略パートナーシップを巡る議論

中央政府調査その他の文献から LSP の抱える課題分野として次の 4 点を抽出することができる。

- ・自治体への依存 (資金、スタッフ、政策的位置づけ)
- ・主流サービスの改善 (方法、メンバーの理解)
- ・パートナーシップへの参加に関わる課題 (地方議員、コミュニティセクター、ビジネスセクター等)
- ・資金面の課題 (活動資金、LSP ごとの格差)

5 章 近隣再生資金対象エリアにおける地域戦略パートナーシップの活動の諸事例

5-1 対象事例

ここでは近隣再生資金を受ける 87⁹⁾の地域戦略パートナーシップに着目し、その中から選り出した 5 つの LSP について事例の整理を行った。近隣再生資金は、現在地域戦略パートナーシップに対して唯一の直接的な資金源であり、パートナーシップの協働による取り組みが最も活発になされている。

事例として取り上げたのは以下の 5 つである。

- ・タワー・ハムレット・パートナーシップ
- ・カムデン地域戦略パートナーシップ
- ・エンフィールド戦略パートナーシップ
- ・ハンマースミス&フラムパートナーシップ
- ・ワンズワース地域戦略パートナーシップ

これらはロンドンにおいて活動を行う LSP であるが、地域の衰退度や NRF の額は大小様々で、多様な LSP をカバーしている¹⁰⁾。

5-2 ケーススタディ 1 タワーハムレット区

タワーハムレット区はイギリスで最も衰退の激しい地区の 1 つである。LSP は、区全域をカバーするような地区別のパートナーシップを持つ。これは区全域が近隣再生の対象となるような衰退の激しい地区であること、またそのため比較的多額の NRF 資金を受け取っていることが背景にある。地区別のパートナーシップによる地区レベルでの意思決定とそれを区全域のプランと調整していく仕組みにより、コミュニティによる意思決定と既存の主体の合理化が図られている。

5-3 ケーススタディ 2 カムデン区

カムデン区はロンドン中心部に位置する。カムデン区における LSP は、NRF の資金をメインストリーミングのための実験的な資金として明確に位置づけ、それぞれに 2 年の期限を定めている。また NRF によるプログラムをいかにして主流のプログラムの中に取り込み、それを NRF の対象エリア外に広げていくかというのを強く意識して活動を行っている。

また NRF の対象となる地区を対象として地区別のパートナーシップが設けられているが、それぞれの地区ごとの進捗状況に合わせていくやり方を取り、SRB 等の先行するパートナーシップが母体となっている。

5-4 ケーススタディ 3 エンフィールド区

エンフィールド区はアウターロンドンに位置し、NRF の対象となる衰退地区も東部の 1 つの地区に集中している。そのため LSP の活動はいかにして NRF の対象となる地区以外の地区でサービスの改善を行うのかという視点によって行われている。NRF プロジェクトにおける多主体によるパートナーシップと多種の資金源の混合による取り組みによって区全体の主流サービスの改善、革新が取り組まれている。

また自治体そして CEN の職員が互いにロンドンにおいて最もコミュニティ・ボランタリーセクターと公共セクターの関係が良好であると口を揃える。

5-5 ケーススタディ 4 ハンマースミス&フラム区

ハンマースミス&フラム区はパートナーシップの活動歴が長く、LSP が制度化される 2001 年以前の 1999 年に公共セクター、民間セクター、コミュニティ・ボランタリーセクターのパートナーシップが設立され活動を行ってきた。

NRF の額が小額でありながら、衰退は 1 地区へ集中せず、区全域に衰退が広がっている。そのため多数

のプロジェクトによる実験的な取り組みではなく、的を絞った形でのプロジェクトの実施がなされている。小額の NRF の大半をプロジェクトへ投資しなければいけない状況はコーディネートにおけるスタッフの負担の増加につながっている。

5-6 ケーススタディ 5 ワンズワース区

タワーハムレット区の 30 分の 1 の額のロンドンにおいてももっとも小額な NRF (5 年間で 170 万ポンド) しか受け取らないワンズワース区における LSP の活動ははるかに限定的であり、理事会のみからなり、専属のスタッフもなく自治体職員の分業によって支えられている。

一方で地区全体に衰退が分散するハンマースミス & フラムと異なり、衰退の激しい 3 つの地区から特に 1 地区を選んで集中的な NRF の配分が行われている。

5-7 小結

事例から以下のような活動成果と課題が見られる。
活動成果

- ・公共セクターとコミュニティ・ボランティアセクターの関係の向上
- ・セクター間、組織間の協働の進行 (例: エンフィールド区 NRF プロジェクト平均組織数 6.54)
- ・地域の状況に合わせたパートナーシップの構成、運営、意思決定
- ・具体的な成果 (例: 薬物治療センター設置、一般開業医へのアクセスの向上)
- ・主流サービス改善を見据えた近隣再生資金の運用

課題

- ・自治体への依存—スタッフ、資金源、コミュニティ・ストラテジーの策定義務、自治体の意識
- ・主流サービスの改善—意識の違い、将来的な資金源、方法論、文化的障壁 (職域、仕事慣習)
- ・セクター間の関係—地域による差、セクター間の文化的な違い
- ・資金面の課題—NRF の額の大小に応じて、LSP の組織形態の複雑さや活動の幅も変化、少額の運営は活動の重荷

終章

6-1 まとめと課題

制度の背景

- ・パートナーシップによる都市再生、近隣再生の発展
- ・地方自治の行き詰まりとパートナーシップによる参加型的意思決定
- ・社会サービスの行き詰まりと非営利セクターの台頭及び協働

制度の特徴

- ・地域戦略パートナーシップを核とした政策体系
- ・地域レベルでの実験的資金—近隣再生資金
- ・パートナーシップ参加のための支援システム—コミ

ユニティ活性化資金

活動実態

- ・地域によって異なる活動・位置づけ
- ・短期的な成果—犯罪の削減や住環境の改善など
- ・コミュニティ・ボランティアセクターとの協働課題

- ・自治体への依存、資金源、主流サービスの改善
- ・短期的な成果と長期的なサービス改善の両立
- ・指標重視による評価の善し悪し

6-2 日本への示唆

- ・地域のガバナンスの一形態

参加者が意思決定への参加に留まらずに主体的に活動を担うパートナーシップのあり方とそれを可能とする背景、及びそうしたパートナーシップが地域全体の将来ビジョンを決めるというあり方

- ・支援のあり方

主流財源の使途を変える実験を行うための資金
二種類の支援の考え方—活動支援と参加支援

6-3 今後の研究課題

今後の研究課題として、主流サービス改善や改善の持続性等についての長期的な視点からの評価やプロジェクトレベルでの具体的な協働と成果についての個別に踏み込んだ評価の必要性が指摘できる。

¹ 剥奪 (deprivation) は、長期失業や劣悪な健康、物的環境の荒廃等を含む、地域の衰退についての経済的、社会的、物的要素全体をカバーする幅広い概念。

² 社会的排除 (Social Exclusion) とは、単なる貧困、低所得だけでなく、失業、未熟なスキル、犯罪の多発、劣悪な住環境、家族の崩壊などの問題が絡み合うという貧困よりも広い概念であり、そうした住宅や教育、医療といった社会サービスへのアクセスが不十分であり、またひいては市民としての権利が満たされていないという状態を意味し、更にはそうした排除された状況を引き起こすような要因をも含む概念である。近年ヨーロッパを中心にしてその理論化が進んでいる。

³ 指標による地域選定の特徴として、同じく指標による厳格な評価と基準に満たない場合の中央政府による介入がセットになっていることが指摘できる。競争によるパフォーマンスアップではなく、鉛と鞭のセットによる目標の達成を目指している。

⁴ Regional Development Agencies Act 1998

⁵ Development Trust の略。イギリスにおいて地域課題に取り組む非営利組織。近年その数を増し、2004 年 7 月段階でイギリス国内で 297 に及ぶ数の DT が活動を行っていると言われている。土地や建物等を所有し、その活用によって活動資金を得る「アセットベースの形成」と呼ばれる概念に特徴がある。

⁶ NRF の対象となるエリアは収入、雇用などの指標によって選び出された。そのほとんどはロンドンやリバプール、マンチェスター等の大都市となっている。

⁷ DFT(2003) 『Evaluation of local strategic partnerships Report of a survey of All English LSPs』など

⁸ ODPM(2004) 『Evaluation of Local Strategic Partnerships Community Engagement: A briefing note for LSPs by LSPs』

⁹ 全 88 地域。2 つの地域にまたがる LSP が 1 つある。

¹⁰ タワーハムレット区がイギリスで最も衰退の激しい地区の 1 つである一方、ワンズワース区は最も NRF の配分額が少ない地区である。また中心部と郊外の両者が含まれる。